

## 新型コロナウイルス感染症に関する支援など

### 市民の皆さんへ

#### 振替納税の振替日を変更

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための確定申告期限の延長に伴い、振替納税の振替日を変更します。

申告所得税 5月15日(金)  
個人事業者の消費税 5月19日(火)  
問合せ先 岩見沢税務署(2東4)  
☎ 22局 0810

#### 国民健康保険・後期高齢者医療制度 傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症への対応として、傷病手当金を支給します。支給額や申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

対象 次の全てを満たす方

- 岩見沢市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している
- 給与の支払いを受けている
- 新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため業務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができない

支給対象期間 令和2年1月1日から9月30日の間で、就労ができなくなった日から起算して、4日目以降の就労ができない期間  
申請・問合せ先 国保医療助成課(国民健康保険は国保グループ、後期高齢者医療制度は医療助成グループ)

#### 支払い猶予の相談を受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響により、岩見沢市に支払う各種納入金を納期限までに納付することが困難な場合、支払いの猶予に関する相談を受け付けています。

- 相談できる場合 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の急減や財産の損失などが認められる場合
- 勤務時間の減少や会社の業績悪化などによる収入の減少
  - 来客の減少などによる売上の減少や、事業の休業
  - 本人や家族が新型コロナウイルス感染症にかかったことによる欠勤や休業
  - 休校に伴う子どもの養育のための欠勤や休業
  - 新型コロナウイルス感染症の発生による備品や棚卸資産の廃棄 など

区分	相談窓口
税金 個人市・道民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税	税務課納税グループ
保険料 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料	国保医療助成課 保険料収納グループ
	高齢介護課 介護保険グループ
使用料 水道料金 下水道使用料 市営住宅使用料	水道料金等お客様サービスセンター
	建築課住宅管理係
その他 保育料 学校給食費 普通財産貸付料	市教委子ども課保育幼稚園係(市役所本庁)
	市教委学校給食課(緑が丘5) ☎ 22局 4008
	財政課 財産管理グループ

### 事業者の皆さんへ

#### 経営環境の改善を応援

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業活動に影響を受けた市内中小企業の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策資金(災害対策資金)を発動しています。

※市が直接融資を行う制度ではありません。取扱金融機関や信用保証協会の審査が必要です。

問合せ先 商工労政課

#### 新型コロナウイルス対策資金(災害対策資金)

資金用途	運転資金(短期)	運転資金(長期)
融資対象	● 市内で事業を営む中小事業者など ● 事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であること ● 市税などの滞納がないこと ● 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であること	
融資限度額	100万円～500万円	100万円～1億円
融資期間	1年以内	15年以内(据置2年以内)
貸付利率	固定 1.47% (短期プライムレート)	変動 1.40% (長期プライムレート+0.3%)
償還方法	一括	割賦
利子補給	全額、市が補給	3年間全額、市が補給
保証料補給	全額、市が補給	なし
取扱金融機関	北海道銀行岩見沢支店、北洋銀行岩見沢中央支店 空知信用金庫(本店、幌向支店、栗沢支店) 北門信用金庫岩見沢支店、空知商工信用組合岩見沢支店	
※利子、保証料の補給額は100円未満切り捨て。利率は令和2年4月10日現在。		

## 新型コロナウイルス感染症 集中対策期間 4月8日～5月6日

- 岩見沢市に道外から転入した方は、2週間は自分の体調に十分注意し、不要不急の外出を控えてください
- 感染流行地域への外出を控えてください
- 札幌市との不要不急の往来を控えてください

# 自分と大切な人を守るために

感染拡大を防ぐために、皆さんに取り組んでいただきたいことや、市が行う支援などをお知らせします。

問合せ先 健康づくり推進課(4西3 であえーる岩見沢3階) ☎ 25局 5540

### 新型コロナウイルスの感染拡大を防ごう!

- ①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、  
③間近で会話や発声をする密接場面の  
3つの「密」が重なった場を避けよう!

手洗い、<sup>せき</sup>咳エチケット、  
うがいを徹底しよう!

### イベントなど

#### 参加者へのお願い

【参加者名簿の提出にご協力を】

イベントなどに参加する方は、名簿の提出をお願いします。この名簿は、万が一感染者が発生した場合、感染症の拡大を防ぐため、同じ時間帯に利用していた方に市から連絡をとるためのもので、この目的以外では利用しません。

参加者名簿・チェックリストは、市ホームページからダウンロードすることができます



#### 主催者へのお願い

【開催はチェックリストで判断を】

イベント・会議などの開催の可否は、「行事・事業の開催チェックリスト」を活用して、判断しましょう。

【参加者名簿の活用にご協力を】

開催する場合は、感染が発生した場合に参加者へ確実な連絡が取れるよう「参加者名簿」を活用し、感染が発生した場合には速やかに行政機関の調査にご協力をお願いします。

### 施設を利用する際は

- 事前に自宅で体温を測定してください
- のどの痛み、咳、発熱など、風邪の症状がある場合は、利用しないでください
- マスクを着用してください

### 悩まず相談しよう

自分の症状に不安があるなど、一般的なお問い合わせ

- 岩見沢保健所  
☎ 20局 0100 (平日 午前8時45分～午後5時30分)
- 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課  
☎ 011-204-5020 (24時間)

次のような症状があるなど、  
感染が疑われる方のお問い合わせ

- ❖ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日(高齢者や妊婦、基礎疾患などがある方は2日)以上続いている
- ❖ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- 岩見沢保健所  
☎ 20局 0122 (平日 午前8時45分～午後5時30分)
- 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課  
☎ 011-204-5020 (24時間)

### 生活支援臨時給付金(仮称)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた緊急経済対策として、国から給付金が支給される予定です。

対象者や申請方法、受付開始時期などは、詳細が決まり次第お知らせします。  
問合せ先 生活支援対策部個人給付班(市民連携室内)

※4月16日時点の情報を基に作成しています。